

奄美ウミガメ訴訟

- 場所：鹿児島県奄美大島、大和村戸円（やまとそん・とえん）地区
- 提訴日：2003年7月11日
- 裁判所：鹿児島地方裁判所名瀬支部から鹿児島地方裁判所本庁へ
- 事件名：海砂採取差止請求事件
- 事件番号：平成15年（ワ）第69号、平成15年（ワ）第959号
- 原告：アカウミガメ・アオウミガメと住民53名
- 被告：へーブ屋サンド興業株式会社、右代表者代表取締役皆川礼子
- 概要：鹿児島から南へ380キロメートルの洋上に浮かび、亜熱帯に属する奄美大島。この島の北西部に位置する大和村戸円集落の人々が、美しかった村のウミガメの浜がすっかり荒れてしまったことから、沖合いで行われてきた海砂採取をやめさせるために提訴したものです。

戸円集落には、戸円浜とヒエン浜という二つの浜が並んであり、かつて両浜には砂がこんもりと堆積し、大変美しい景観を作っていました。そして村人は、浜に続く海の豊かな恵みを生活の糧とし、浜を祭祀と遊びの舞台として暮らしました。また、浜は、ウミガメの産卵地でもありました。

しかし、昭和56年に開始された海砂採取は、昭和63年には、13万立方メートル/年にもなり、その後、平成2年に4万立方メートル/年に下げられたものの、現在まで続けられています。そして、浜は、平成9年頃から、目に見えてやせ始め、平成15年以降は、アダンの林は、根を露出させて一部倒壊し、ウミガメの上陸、産卵は顕著に減少し、蟹やウニの漁獲高も激減しました。

2003年7月11日、産卵場をこわされたウミガメたちと、海の資源をうばわれた地元住民が原告となり、海砂の採取を中止させる裁判を起こしました。

●経過：裁判では、①そもそも砂浜は減少したのか、②減少したとして、被告の海砂採取との間に因果関係はあるのかが、大きく問われました。私たちは、村人たちの証人尋問を行い、また、研究者の協力を得て、衛星写真のデータを最新のコンピュータで解析して、海砂採取による掘削穴の出現→沖からの入射波の屈折変形→波高の増大、海浜流の加速等という因果の流れを、立証してきました。

●結果：鹿児島地方裁判所は、砂の減少の有無については、平成当初頃に比して平成15年には砂は減少したと認めましたが、それが、被告の海砂採取の影響であるかどうかについては、①海砂採取以前の資料が乏しく、掘削穴出現前の海底地形について推測したものが、実際と同じと認めるには疑問が残る、②海岸護岸や浜に流入する河川の砂防ダムによる影響等がシミュレーションに反映されていないなどと述べて、否定し、原告の請求を棄却しました。その後、原告は控訴しましたが、2009年4月に控訴棄却され、同月最高裁に上告しましたが、却下されました。